

国土動指第43号
平成23年10月26日

各地方支分部局等の長 あて

国土交通省 土地・建設産業局長

「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改正について

宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下「省令」という。）の一部改正を受け、「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」（以下「処分基準」という。）の一部を別添のとおり改正することとした。

については、貴職におかれては、下記及び別添等を参照の上、遺漏のないように取り計らわれたい。

記

○ 処分基準の改正内容

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第47条の2第3項の規定に基づく省令第16条の12第1号の改正を受け、同条の規定に違反した場合は法第65条第2項の規定により業務の全部又は一部の停止（以下「業務停止」という。）の対象となることから、処分基準において業務停止を行う場合の標準の業務停止期間を以下のとおり定め、処分基準Ⅱ. 1.（1）の別表に追加した。

① 省令第16条の12第1号ハ関係

勧誘に先立って宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘を行った場合の標準の業務停止期間は7日間

② 省令第16条の12第1号ニ関係

相手方等が契約を締結しない旨等の意思表示をしたにもかかわらず再勧誘を行った場合の標準の業務停止期間は15日間（関係者の損害が発生した場合は30日間）

③ 省令第16条の12第1号ホ関係

迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘を行った場合の標準の業務停止期間は15日間（関係者の損害が発生した場合は30日間）